

赤磐市公告第 3 7 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、次のとおり公告し、地域計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案に対して利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書の提出ができる。

令和 8 年 7 月 1 7 日

赤磐市長 前 田 正 之



1 縦覧期間

自 令和 8 年 7 月 1 7 日

至 令和 8 年 7 月 3 1 日

2 縦覧場所

赤磐市役所 産業振興部 農林課（赤磐市上市 1 0 8 番地 1）

赤磐市赤坂支所 産業建設課（赤磐市町苅田 5 1 6 番地）

赤磐市熊山支所 産業建設課（赤磐市松木 6 3 6 番地 1）

赤磐市吉井支所 産業建設課（赤磐市周匝 1 3 6 番地）

3 意見提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で提出するものとし、電話では受付できない。

期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。

意見を提出する者が個人の場合にあっては住所、氏名、連絡先を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載すること。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見の内容は原則公開とするが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、開示の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないものとする。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。